

# 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士の栄養管理のもと、適時（夕食は18時以降）・適温で食事を提供しています。

令和8年6月1日より

| 区分  | 標準負担額<br>(1食あたり) |
|---|------------------|
| 一般（住民税課税世帯）                               | <b>550 円</b>     |
| 住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ<br>(過去12か月の入院日数が90日以内)     | <b>270 円</b>     |
| 住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ<br>(過去12か月の入院日数が90日を超える場合) | <b>220 円</b>     |
| 住民税非課税世帯・低所得者Ⅰ                            | <b>130 円</b>     |
| 小児慢性特定疾病児童等・指定難病患者                        | <b>330 円</b>     |

医療法人杏林会

新生翠病院 院長